

1 第2回資料閲覧

本事業の要求水準書（案）の公表後に行う資料閲覧は、次のとおり実施する。

資料閲覧及びデータ借受を希望する者は、「資料閲覧・データ借受申込書（様式2）」を電子メールにより提出すること。

また、資料閲覧にあたり、「守秘義務等の遵守に関する誓約書（様式1）」を電子メールにより提出すること。

ただし、現場見学（Web開催）時もしくは第1回資料閲覧で「守秘義務等の遵守に関する誓約書（様式1）」を提出済みの場合、提出は不要とする。

なお、電子メール受信後、3業務日以内に企業団より受付完了メールを送信する。

(1) 閲覧期間 令和8年5月21日から令和8年5月27日まで

(2) 閲覧場所 三ツ境庁舎

(3) 参加人数 各社8名以内とする。

(4) 閲覧資料 一覧をウェブサイトで公表とする。

(5) 申込期間 令和8年4月27日から令和8年5月13日まで

(6) 申込先 総務部契約検査課 契約係

（電子メール） nishinagasawa_haisui_dbo@kwsa.or.jp

(7) 注意事項

a 閲覧日時については、各申込者と調整の上、後日、企業団が指定する。

b 資料の閲覧・データ借受において、閲覧資料、その他資料及び本事業に関する質問・意見は一切受け付けない。

c 紙資料は、閲覧場所でのみ閲覧可能とし、その際に企業団職員が立ち会う。

d 閲覧場所において、紙資料のデジタルカメラ等による写真撮影は可とする予定であるが、資料によっては撮影に制限を設ける可能性がある。

e 企業団職員が立ち会いの上で複写機による紙資料の複写・スキャンを可とする。ただし、複写機は持参とする。

2 現場調査及びサンプル提供

本事業の現地調査及びサンプル提供は、次のとおり開催する。

参加希望者は、「現地調査参加申込書（様式5）」を電子メールにより提出すること。

なお、電子メール受信後、3業務日以内に企業団より受付完了メールを送信する。

また、現地調査の参考資料として、現場見学として閲覧可能としているプラント内の360度画像を閲覧可能とする。新たに閲覧を希望する場合は、「守秘義務等の遵守に関する誓約書（様式1）」を提出のうえ、「現地調査参加申込書（様式5）」の記入欄に記載すること。

「汚泥及び脱水ケーキ提供申請書（様式4）」を提出している場合、現地調査の時間内にサンプルの提供を行う。提供希望量などの詳細は、別途企業団から確認する。

新たに提供を希望する場合は、「汚泥及び脱水ケーキ提供申請書（様式4）」を提出すること。

- (1) 開催日 令和8年6月3日から令和8年6月5日まで
- (2) 開催場所 西長沢浄水場排水処理施設
- (3) 参加人数 各社10名以内とする。
- (4) 申込期間 令和8年4月27日から令和8年5月13日まで
- (5) 申込先 総務部契約検査課 契約係
(電子メール) nishinagasawa_haisui_dbo@kwsa.or.jp
- (6) 注意事項
 - a 申込期間終了後に現地調査の開催日時を調整し、各社個別に連絡する。
 - b 同一社内で異なる部署からの申込みがないように、事前に社内で参加状況を確認すること。
 - c 現地調査では、要求水準書(案)等は配布しないため、各自持参すること。
 - d 現地調査では、質疑応答の機会を設けない。

3 第2回質問・意見の受付(要求水準書(案))

要求水準書(案)に関する質問・意見は、次のとおり受け付ける。

質問・意見を希望する者は、「要求水準書(案)に関する質問・意見書(様式6)」を電子メールにより提出する。

なお、電子メール受信後、3業務日以内に企業団より受付完了メールを送信する。

- (1) 送付期間 令和8年4月27日から令和8年7月1日まで
- (2) 申込先 総務部契約検査課 契約係
(電子メール) nishinagasawa_haisui_dbo@kwsa.or.jp
- (3) 注意事項 閲覧資料に対する質問・意見は受け付けない。

4 第2回質問・意見に対する回答の公表

質問に対する回答は、令和8年8月下旬までに提出者を伏せ、ウェブサイトで公表する。

なお、本事業に対する意見については、非公表とするとともに意見者への回答も行わない。